

# 一般社団法人吹奏楽教育協会 運営細則

## (目的)

第1条 この細則は、一般社団法人吹奏楽教育協会（以下「吹教協」という。）の組織に関する事項を定め、もって吹教協の円滑な運営に寄与することを目的とする。

## (常任委員会の設置)

第2条 定款第19条に定める理事を次の名称に分ける。

- 一 理事長 1名
  - 二 副理事長 1名
  - 三 事務局長 1名
- 2 理事と執行役員3名以内をもって常任委員会をおく。
  - 3 必要に応じて事務局員若干名及び会計監査若干名を置くことができる。
  - 4 会計監査は、他の役員を兼ねることができない。

## (執行役員の選出及び解任)

第3条 執行役員は、会員の中から、総会の決議によって選出する。

- 2 執行役員は、総会の決議によって解任することができる。
- 3 必要に応じて役員選考委員会を設けることができる。

## (執行役員の任期)

第4条 執行役員の任期は、2年とする。ただし、執行役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 執行役員は、再任されることができる。
- 3 執行役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## (常任委員会の職務)

第5条 理事長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、会務の企画、会議の原案作成、他の団体等との折衝にあたる。
- 4 常任委員会は、会の運営に関する方針、事業実施の詳細等必要な事項を司る。
- 5 常任委員会は、総会に次ぐ議決機関とする。
- 4 常任委員会は、理事長が必要に応じて招集する。
- 5 常任委員会における議長は、理事長をもってこれに充てる。
- 6 常任委員会の前に正副理事長及び事務局長の三役会を開くことができる。
- 7 会計監査は、会計を監査する。

(参与及び相談役)

第6条 この会に、参与及び相談役を置くことができる。

2 参与及び相談役は、常任委員会の承認を得て、理事長が委嘱する。

## 附 則

第1条 定款第6条の会費の額は、年額 10,000 円とする。

第2条 定款第5条・第7条の入退会申込書は別紙のとおりとする。

第3条 本細則の改廃は、常任委員会の決議によってできるものとする。

令和2年8月5日 制定  
令和3年4月20日 一部改正  
(常任委員会の設置)